

食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する  
年次報告書

(平成 26 年度版) (案)

平成 27 年 月

三 重 県

## 目 次

はじめに	1
年次報告書の構成	2
1 平成 26 年度における食の安全・安心に関する情勢	3
2 食の安全・安心確保施策の体系	5
3 食の安全・安心確保推進体制	6
(1) 三重県食の安全・安心確保推進会議	6
(2) 三重県食の安全・安心確保のための検討会議	7
4 平成 26 年度に実施した施策	8
<b>基本的方向1</b> 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実	8
(1) 全体的な取組の概要	8
(2) 施策ごとの取組の概要	8
① 生産資材に関する指導、検査	8
② 生産段階のガイドラインの作成・指導	10
③ 生産環境に関する調査	11
④ 生産・加工・調理・販売段階の監視指導	12
⑤ 食品等の試験・検査	15
⑥ 調査研究の推進とその成果の普及啓発	16
<b>基本的方向2</b> 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備	17
(1) 全体的な取組の概要	17
(2) 施策ごとの取組の概要	17
① 県民への情報提供	17
② 食品関連事業者等への情報提供	19
③ 食品関連事業者団体への取組支援	20
④ コンプライアンス意識の向上に対する支援	21
⑤ 自主基準の設定及び公開の促進	22
⑥ 自主的な情報発信等に対する支援	24
⑦ 認証制度の推進	25
⑧ 健全かつ持続可能な経営への支援	26
⑨ 食品関連事業者からの情報への対応等	27
<b>基本的方向3</b> 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備	28
(1) 全体的な取組の概要	28
(2) 施策ごとの取組の概要	28
① 情報提供の推進	28
② 食の安全・安心に関する教育の推進	30
③ 相談対応の充実	33
<b>基本的方向4</b> 多様な主体の相互理解、連携等による県民運動の展開	34
(1) 全体的な取組の概要	34
(2) 施策ごとの取組の概要	34
① 人材の育成	34
② 相互理解の増進	35
③ 関係者との連携等	36
④ 県民運動の展開	37
<b>【資料編】 用語解説</b>	39

## はじめに

食は、我々が日々の生活を送る上で基本となるものであり、健康で豊かな生活を送るためには食の安全・安心が確保されなければなりません。

しかし、近年、製造技術の高度化や輸入食品の増加等により、我々の食生活を取り巻く環境は大きく変化しており、また、食に関する様々な問題が繰り返し発生していることから、食の安全・安心の確保に対する県民の皆さんの関心は一段と高まってきています。

三重県では、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進し、県民の健康の保護、食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築、安全でかつその安全性を信頼できる食品の供給及び消費の拡大に寄与することを目的として、平成 20 年 6 月に「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」を制定しました。

条例施行に伴い、条例第 10 条の規定に基づき「三重県食の安全・安心確保基本方針」を定め、施策の方向性を体系づけるとともに、施策の実施計画である「三重県食の安全・安心確保行動計画」を毎年度策定し、総合的な取組を進めてきたところです。

しかし、平成 25 年 9 月に三重県内において、食の安全・安心に関わる不適正な事案が発覚したことから、平成 26 年 3 月に「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」及び「三重県食の安全・安心確保基本方針」を改正し、施策の充実、強化を図り、平成 26 年度も引き続き、これらに基づき食の安全・安心の確保に向けた取組を進めました。

この年次報告書は、三重県食の安全・安心の確保に関する条例第 8 条の規定に基づき、三重県が実施した平成 26 年度の食の安全・安心確保施策等の状況についてとりまとめ、県議会へ報告するとともに、広く県民の皆さんに公表するために作成しました。

本報告によって、県民の皆さんをはじめ各種団体や事業者の皆さん、市町等が、三重県における食の安全・安心に関する現状や県の施策に関する理解と関心を深めていただき、県とともに食の安全・安心の確保のための取組を積極的に推進されることを期待します。

### 【条例第 8 条】（年次報告）

知事は、毎年、議会に、食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

## 年次報告書の構成

- 1 平成 26 年度における食の安全・安心に関する情勢  
食の安全・安心を取り巻く国内の動きや県内の状況について説明しています。
- 2 食の安全・安心確保施策の体系  
条例第 10 条の規定に基づく「三重県食の安全・安心確保基本方針」により、施策の方向性が体系づけられ、平成 26 年 3 月の改正により、平成 26 年度は、4 つの基本的方向と 22 の施策をもとに取組を進めました。
- 3 食の安全・安心確保推進体制  
食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するための体制整備として、知事の附属機関としての「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」や「三重県食の安全・安心確保推進会議」を設置しています。
- 4 平成 26 年度に実施した施策  
「三重県食の安全・安心確保基本方針」により施策の具体的計画として、「三重県食の安全・安心確保行動計画」が策定されています。平成 26 年度に実施した施策は、「三重県食の安全・安心確保行動計画」に掲げる事業についてとりまとめたものです。
- 5 その他  
本文中、「※」のついた専門用語について、後ページに「資料編」として用語解説を掲載しています。

## 1 平成26年度における食の安全・安心に関する情勢

平成25年度に、県内の米穀取扱事業者による、米穀の産地偽装、加工用米の主食用米への転用等の不適正な流通や、全国的なホテル等で提供された料理の食材の不適正表示が発覚しました。それを受け、県では、食の安全・安心の確保を図るため、平成26年3月に「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」（以下「条例」という。）を改正し、条例の改正にあわせ「三重県食の安全・安心確保基本方針」（以下「基本方針」という。）の改正を行いました。

平成26年度もこれらに基づいて、食の安全・安心の確保に向けた取組を進めました。特に、平成25年度に発覚した米穀の産地偽装、加工用米の主食用米への転用等、不適正な流通の再発防止に向けて国と県の関係部署とが連携し、米穀等の生産・販売等を行う事業者に対し、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（以下「JAS法<sup>\*</sup>」という。）、「主要食糧の需要及び価格の安定に関する法律」（以下「食糧法<sup>\*</sup>」という。）、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（以下「米トレーサビリティー法<sup>\*</sup>」という。）に基づく立入検査や、科学的検査（DNA検査<sup>\*</sup>等）による監視指導体制の強化を図り、取引記録の作成・保存、産地情報の伝達などに関して指導を行いました。

しかし、このように食の安全・安心の確保に向けた取組を進める中、牛肉等の不適正表示事案が平成26年7月に発覚したことから、関連団体等と精肉事業者に対し自主点検を行う取組を支援し、また、コンプライアンス<sup>\*</sup>研修会を開催し、適正表示が行われるよう取り組みました。

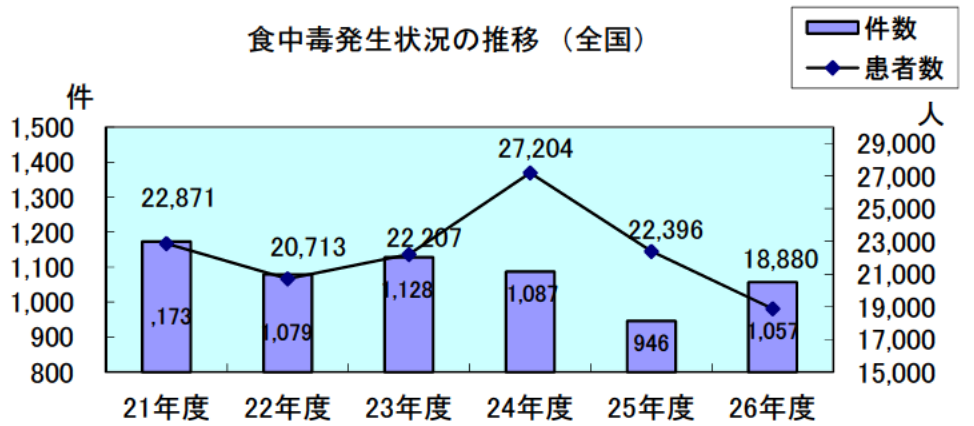
平成26年度の全国の食中毒の発生状況は、1,000件を超え、患者数は約1万8千人となり、発生原因として、ノロウイルスによるものが件数、患者数ともに最も多く、食中毒患者数の半数を超える状況となりました。

県内の食中毒は12件発生し、患者数は697人でした。発生原因として、ノロウイルスによるものが9件発生し、患者数643人となり件数、患者数とも最も多くなりました。

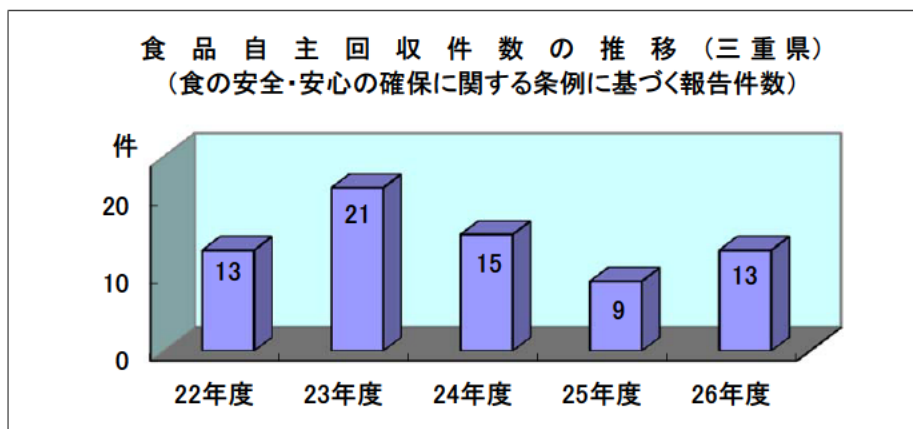
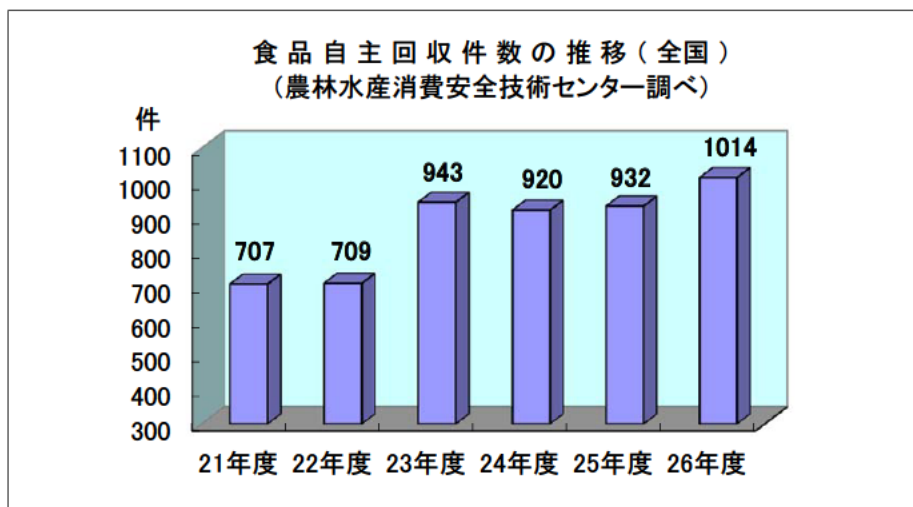
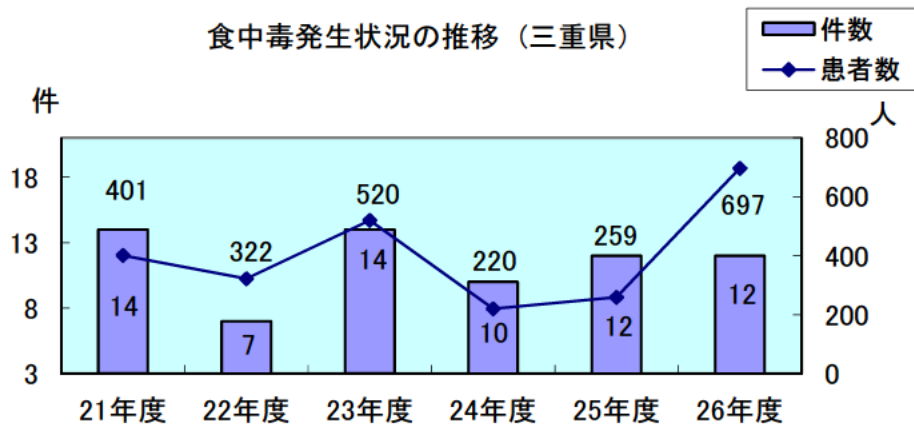
食品事業者が自社製品を自主回収する事例は依然として多く発生しており、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが収集したデータによれば、平成26年度は1,014件の自主回収が行われ、平成25年度（932件）より増加しました。

県内では、条例に基づく自主回収の報告が13件ありました。回収の原因としては、「表示（賞味期限等）の欠落」などによるものでした。

食品を摂取する際の安全性及び消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法<sup>\*</sup>、JAS法及び健康増進法<sup>\*</sup>の食品表示に関する規定を統合した「食品表示法<sup>\*</sup>」が平成27年4月に施行されることになり、それに対応するため、条例の一部改正等を平成27年度のできるだけ早い時期に行うこととしました。



※平成26年度は速報値で未確定



## 2 食の安全・安心確保施策の体系

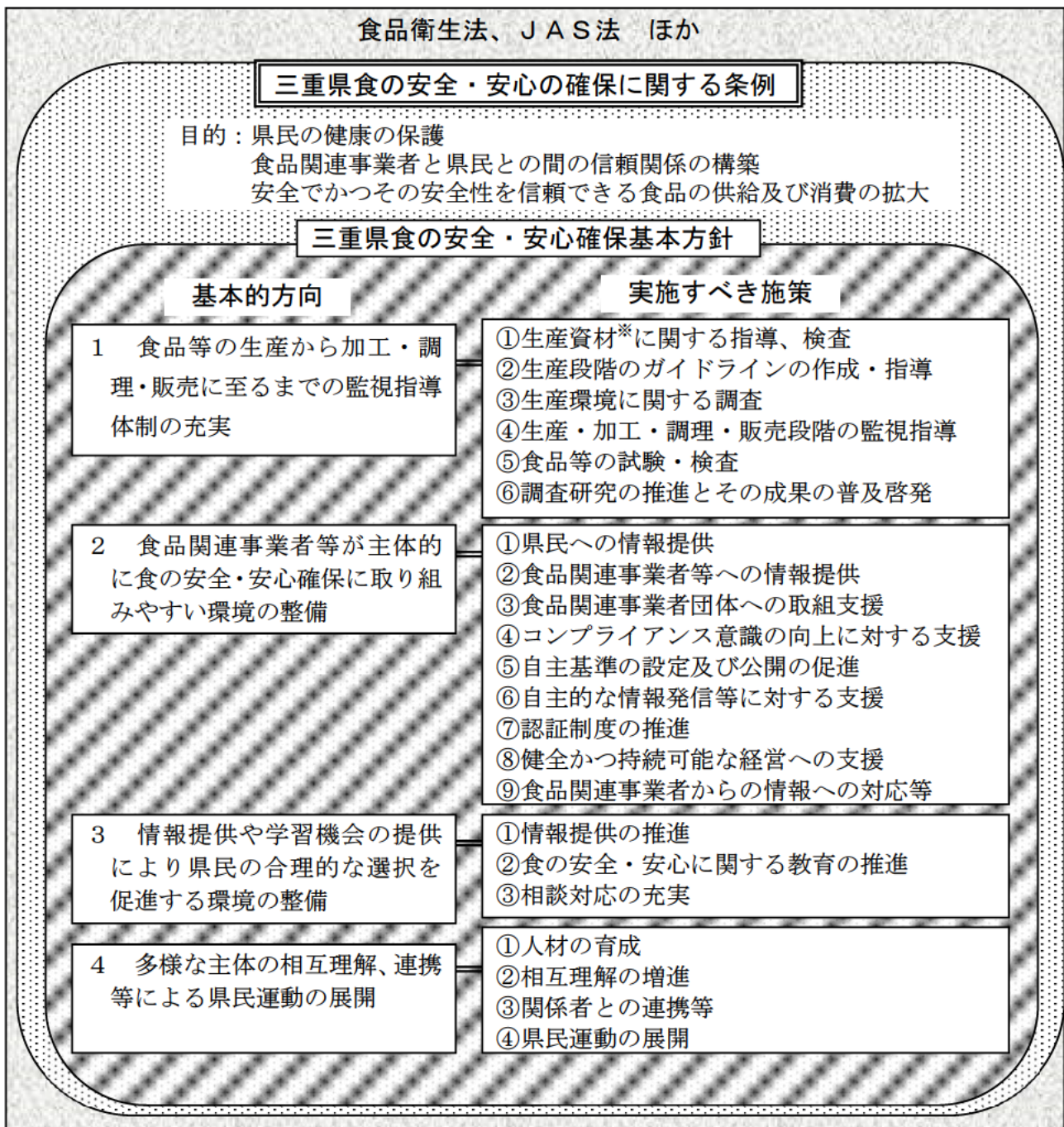
食の安全・安心確保のため、食品衛生法、JAS法等、多くの法律が定められています。

三重県では、食の安全・安心確保に関する施策を総合的に推進するため、平成20年6月に条例を制定しました。その後、平成26年3月に条例を改正し、食の安全・安心を確保するため食品関連事業者等\*が取り組むべきことなどの新たな規定を追加しました。

条例に基づき、食の安全・安心の確保に関する基本的方向と実施すべき施策を示した基本方針を定めています。

この基本方針に沿って食の安全・安心に関する施策を推進するため、具体的な取組を明らかにする年度計画として、「三重県食の安全・安心確保行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定しています。

平成26年度食の安全・安心確保施策の体系図



### 3 食の安全・安心確保推進体制

#### (1) 三重県食の安全・安心確保推進会議

条例第 11 条に基づき、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、平成 20 年 7 月に三重県食の安全・安心確保推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、庁内での施策調整を行っています。

平成 24 年 8 月に推進体制の見直しを行い、推進会議構成員を改正し危機管理統括監<sup>\*</sup>を委員長とし危機管理体制の強化を図りました。

なお、推進会議の下に幹事会を置き、関係各課長による協議調整を行っています。

#### ○構成員

委員長：危機管理統括監

副委員長：健康福祉部長、農林水産部長

委員：防災対策部長、戦略企画部長、総務部長、環境生活部長、教育長

・食の安全・安心に関する危機が発生した場合は、三重県危機管理計画に基づき、危機管理対策本部を設置して対応する体制としています。

・食の安全・安心に関して専門的に検討する必要があると認める場合には、専門部会を置くことができます。

#### ○推進会議開催実績

7月15日	第1回推進会議 (1) 県内に店舗を持つ事業者における生鮮畜産物及び畜産加工品の不適正表示に対する農林水産省の措置について
7月24日	第2回推進会議 (1) 牛肉等の不適正表示事案に関わる今後の対応について (2) 平成 25 年度版食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書（案）について
3月18日	第3回推進会議 (1) 平成 27 年度三重県食の安全・安心確保行動計画（案）について

#### ○幹事会開催実績

7月15日	第1回幹事会 (1) 平成 25 年度版食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書（案）について (2) 食の安全・安心確保推進月間について
3月10日	第2回幹事会 (1) 平成 27 年度三重県食の安全・安心確保行動計画（案）について



## (2) 三重県食の安全・安心確保のための検討会議

条例第 28 条に基づき、食の安全・安心の確保に関する施策を調査審議するため、知事の附属機関として、平成 20 年 7 月に三重県食の安全・安心確保のための検討会議（以下「検討会議」という。）を設置しています。

### ○委員名簿（10 名）

（敬称略・平成 27 年 3 月 31 日現在）

分野	氏名	所属・役職
消費者	川崎 淑子	三重県消費者団体連絡協議会（理事）
	小林 小代子	三重県食生活改善推進連絡協議会（会長）
	松岡 結花里	三重県生活協同組合連合会（食の安全委員会委員）
食品関連事業者	植地 基方	三重県漁業協同組合連合会（指導部次長）
	稲垣 庄平	三重県食品産業振興会（理事） （株式会社おやつカンパニー常務執行役員開発部長）
	小林 秀行	三重県農業協同組合中央会（組織対策部長）
	毛尾 誠	日本チェーンストア協会中部支部 （マックスバリュ中部株式会社 CS 推進部長）
	海住 康之	三重県食品衛生協会（専務理事）
学識経験者	井後 福美	三重県栄養士会（会長）
	磯部 由香	三重大学教育学部（教授） ◎会長

### ○開催実績

8 月 18 日	第 1 回検討会議 (1) 平成 25 年度版食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書（案）について (2) 平成 26 年度食の安全・安心確保に関する事業について
----------	---

## 4 平成 26 年度に実施した施策

### 基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導體制の充実

- 【実施すべき施策】**
- ①生産資材に関する指導、検査
  - ②生産段階のガイドラインの作成・指導
  - ③生産環境に関する調査
  - ④生産・加工・調理・販売段階の監視指導
  - ⑤食品等の試験・検査
  - ⑥調査研究の推進とその成果の普及啓発

#### (1) 全体的な取組の概要

食品等の安全・安心確保のため、平成 26 年 3 月に「三重県食品監視指導計画」「農畜水産物安全確保監視指導計画」を策定し、計画に基づいて農畜水産物の生産資材等の生産流通、使用段階と食品の生産流通段階での監視指導、検査を実施しました。

生産資材等の農薬、肥料、飼料及び動物用医薬品については、適正な流通及び使用を確保、推進するため、製造業者や販売業者、生産者への立入検査等を実施しました。

食品の生産流通段階の監視指導については、食品等の生産、製造、加工、流通、販売等の一連の行程を考慮し、食中毒発生リスクや食品流通量等を評価して施設の監視頻度を定めるとともに、食品衛生上の危害発生事例や発生頻度の高い食中毒菌等による健康被害の防止を重点項目と定めて監視指導及び検査を実施しました。

また、県内に店舗を持つ事業者による不適正表示が発生したことから、食品関連事業者の団体である（一社）三重県食品衛生協会と連携し、精肉事業者に対し自主点検を行う取組を促進しました。

県産牛肉について放射性物質の全頭検査を実施しました。

養殖水産物の安全確保のため、養殖衛生管理等の指導や魚病診断、麻痺性及び下痢性貝毒の検査を実施しました。

平成 25 年度の県内米穀取扱事業者が関わる不適正事案の発覚を受け、監視指導體制の充実、強化を目的に、米穀取扱事業者に対する立入調査を実施しました。また、消費者の不安解消、米穀流通への信頼回復を図るため、米の科学的検査（DNA 検査等）も平成 25 年度に引き続き行い、米穀の適正流通に向けた監視指導に取り組みました。

#### (2) 施策ごとの取組の概要

##### 施策① 生産資材に関する指導、検査

###### 施策の実施状況

- 生産資材の適正な流通と使用を確保するため、農薬販売者（152 件）、肥料生産・販売業者（212 件）への立入検査等を行いました。
- 使用者や農産物直売所責任者等を対象に農薬適正使用啓発研修会を開催（572 回）し、農薬情報の周知や農薬等生産資材の適正使用、生産履歴の記帳<sup>\*</sup>の励行について普及推進しました。

- 口蹄疫<sup>※</sup>、高病原性鳥インフルエンザ<sup>※</sup>などの家畜伝染病の発生予防やまん延を防止するため、畜産農家に適正な飼養衛生管理に対する指導を行いました。
- 飼料及び動物用医薬品の適正な流通を確保するため、飼料製造及び販売業者（41 件）、動物用医薬品販売業者（66 件）への立入検査等を実施しました。
- 飼料及び動物用医薬品の適正使用により安全な畜産物が生産されることを目的に、平成 24 年度から平成 28 年度の 5 年間で県内全ての畜産農家への指導と立入検査が実施できるよう計画を立て、平成 26 年度は 124 件の指導検査を行いました。
- 魚類養殖を行う経営体に対し、養殖技術講習会（1 回）、医薬品及びワクチン使用の現地指導（18 回）、養殖場の巡回調査等の衛生管理指導を実施しました。

### 課題

- 生産資材である農薬や肥料の販売については、帳簿の記帳漏れ等の不備事項が見受けられるので、改善の必要があります。
- 安全・安心な畜産物を消費者に提供するためには、飼料及び動物用医薬品の適正な流通と畜産農家での適正な使用が引き続き必要です。
- 安全な養殖魚を消費者に提供するため、水産用医薬品等の適切な使用方法について、養殖業者に対して、的確な情報提供や指導を行う必要があります。

### 今後の対応

- 生産資材の適正な流通、使用を確保するため、引き続き不備事項のあった店舗を中心に監視指導の実施により帳簿の整備等の徹底を進めます。また、生産者に対して、生産資材の適正使用や生産工程管理等の普及・啓発を行います。
- 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生予防やまん延を防止するため、畜産農家に適正な飼養衛生管理についての指導を行います。
- 家畜に与える飼料及び動物用医薬品が適正に流通、使用されるよう、飼料及び動物用医薬品製造・販売業者と畜産農家に対する監視、指導を行います。
- 引き続き、魚類養殖を行う経営体に対して講習会、現地指導等を行い、関係者らの衛生管理意識の向上を図ります。

#### 【参考】みえ県民力ビジョン・行動計画における目標と実績

高病原性鳥インフルエンザ等 家畜伝染病のまん延防止率	平成 26 年度目標値	平成 26 年度実績値
	100%	100%

#### (参考) 農畜水産物安全確保監視指導計画における目標と実績

農薬販売者への立入 検査	対象数	平成 26 年度目標	平成 26 年度実績
	1, 001 件	150 件	152 件

肥料の生産業者・販売 業者への立入検査	対象数	平成 26 年度目標	平成 26 年度実績
	1, 674 件	200 件	212 件

飼料製造・販売業者への立入検査	対象数	平成 26 年度目標	平成 26 年度実績
	108 件	40 件	41 件

動物用医薬品販売業者への立入検査	対象数	平成 26 年度目標	平成 26 年度実績
	158 件	60 件	66 件

畜産農家への飼料使用状況調査	対象数	平成 26 年度目標	平成 26 年度実績
	487 件	110 件	124 件

畜産農家への動物用医薬品使用状況調査	対象数	平成 26 年度目標	平成 26 年度実績
	487 件	110 件	124 件

(参考) 平成 26 年度飼養衛生管理基準\*の遵守指導

	牛	豚	鶏	馬	みつ峰
計画数	35,000 頭	125,000 頭	722,900 羽	500 頭	2,700 群
実績数	38,437 頭	121,859 頭	729,055 羽	425 頭	2,720 群

## 施策② 生産段階のガイドラインの作成・指導

### 施策の実施状況

- 病虫害発生予察情報\*等（予察情報 7 回、注意報 4 回）及び技術情報（20 回）を発表し、生産者が適時的確な防除対策を講じられるように支援しました。
- 「病虫害防除の手引き\*」については、農薬の登録状況等を反映し、見直しました。
- 県施肥基準\*の見直しを行い、「適正施肥の手引き」を作成しました。また、土づくりや施肥に関する研修会を開催しました。
- 使用者や農産物直売所責任者等を対象に農薬適正使用啓発研修会を開催(572 回)し、農薬情報の周知や農薬等生産資材の適正使用、生産履歴の記帳の励行について普及推進しました。  
(再掲→「施策① 生産資材に関する指導、検査」(p 8))
- 安全な畜産物の生産のため、生産者に対して動物用医薬品の適正使用及び管理の指導(124 回)を行いました。
- 農場 HACCP\*を指導できる技術者の育成を図るため、指導に携わる県職員を専門講習会へ派遣しました。また、制度の概念を普及・啓発するための講演会(3 回、143 名参加)を開催しました。
- 養鶏農場においては、農場 HACCP 認証の取得に意欲のある 2 農場をモデル農場に選定し、まずは推進農場の認定を目指し、農場内外の関係者で構成された HACCP\*チームを立ち上げ、取組を始めました。

- 養豚農場においては、農場HACCPの概念を取り入れた生産衛生管理体制の導入促進を行うため、取組を行う農場の選定を行い、県が衛生検査、指導を行いました。
- 養殖魚の安全確保、品質管理、衛生管理等を推進するため、三重県海水養魚協議会を通じて、養殖生産者に対し指導を行い、講習会等を開催しました。

#### 課題

- 病虫害の発生動向及び農薬の登録状況については、絶えず変化していることから、これらに関する情報を迅速に提供する必要があります。
- 農業現場での適正な肥料の使用については、県施肥基準に基づき適正施肥の指導等が必要です。
- 農場HACCPを取り入れた畜産物の生産に意欲を見せる農家はまだまだ少なく、認証制度への理解や導入意欲を深めることができるよう、研修会の開催や家畜保健衛生所の指導を通じて啓発していく必要があります。
- 魚病の発生動向や使用できる医薬品等は、絶えず変化していることから、これらに関する情報を、迅速に提供する必要があります。

#### 今後の対応

- 「病虫害防除の手引き」など、各種ガイドライン等を随時見直し、農薬の登録状況の改訂等の情報提供を迅速に行うとともに、ガイドラインに基づき指導を行います。
- 農場HACCPの取組をバックアップできるよう、指導者の育成を行うべく、来年度も専門研修会へ3名派遣します。また制度の概念を普及・啓発するために2回講演会を開催します。
- 養殖魚の安全確保、品質管理、衛生管理等の迅速な情報発信を行うとともに、講習会等を通じてきめ細かな指導を行います。

### 施策③ 生産環境に関する調査

#### 施策の実施状況

- 農作物に含まれる有害物質リスク低減技術として、カドミウム吸収抑制イネの実証調査を行い、その有効性を確認しました。

#### 課題

- 米については、食品衛生法に基づく、カドミウムの残留基準が示されていますが、それ以外の作物においても、残留基準の設定が検討されています。今後、残留基準が設定された場合に備えて、作物ごとの残留基準に対応した新たな営農技術の開発・導入及び生産現場での理解促進を図る必要があります。

#### 今後の対応

- 国における有害物質の残留基準設定の動向を注視し、関係機関との情報共有及び生産者への情報提供を図るとともに、新たな営農技術等による対応策を検討します。

## 施策④ 生産・加工・調理・販売段階の監視指導

### 施策の実施状況

#### 【施設の衛生に関する監視指導】

- 「三重県食品監視指導計画」に基づき、以下の対策を重点監視指導事項として監視指導を行いました。（Aランク施設：1,911件、Bランク施設：2,274件、Cランク施設：10,189件）〔ランク基準は14ページ参照〕
  - ・発症時には重症化の可能性がある腸管出血性大腸菌や、発生件数の多いカンピロバクターによる食中毒発生の防止のため、食肉等の取扱施設を重点的に監視指導しました。
  - ・ノロウイルスによる食中毒は冬期に多発することから、年末一斉監視時等に、飲食店、集団給食施設及び食品製造業等を重点的に監視指導し、ノロウイルス食中毒発生防止対策の強化を図りました。
  - ・観光地における食中毒発生の予防対策を重点項目として、食品関係営業施設の監視指導を実施しました。
- 特定施設、総合衛生管理製造過程承認施設<sup>\*</sup>について、HACCPの考え方に基づき監視指導を行いました。（対象食品製造施設18施設に対し、38回の監視指導）  
また、HACCP手法を導入した衛生管理プログラムからなる「三重県食品の自主衛生管理認定制度<sup>\*</sup>」を推進しました。（新規取組開始施設5施設、取組施設数168施設）
- 県内卸売市場延べ16か所の監視指導を実施するとともに、生鮮食料品等の安全・安心な流通を確保していくため、卸売市場における品質管理の高度化に資する施設（低温売場、衛生管理施設等）の整備を推進しました。

#### 【食品表示に関する監視指導】

- 食品衛生法及びJAS法に基づき、食品の販売店や製造業者等への立入の際に食品表示が適正になされているかの監視指導を行いました。（1,867施設）
- （一社）三重県食品衛生協会が実施する自主的な衛生管理活動である巡回指導と連携し表示制度を周知するとともに、表示の適正化に向けた監視指導を行いました。
- 不当商取引指導専門員が、食品関連事業者を巡回訪問し、「不当景品類及び不当表示防止法」（以下「景品表示法<sup>\*</sup>」という。）の観点から食品表示の確認・指導（242施設）を行いました。

#### 【米穀に関する監視指導】

- 平成25年度に発生した県内の米穀取扱事業者による不適正事案を受け、平成26年度は監視指導体制の充実及び強化を行い、県内の米穀取扱事業者に対する立入調査（237件）を実施しました。必要に応じて仕入先等への調査を行うとともに、DNA検査等の科学的検査（20検体）についても、平成25年度に引き続き行い、米穀の適正な流通に向けた取組を強化しました。
- DNA検査等を実施した小売店等で販売されている袋詰め精米については、併せて表示の確認を行い、監視を実施しました。



【米穀の特別監視指導】



【米穀の科学的検査】

### 【監視指導の充実・強化】

- 県の監視指導に関わる担当課で担当者会議を開催し、情報共有等を行い、担当課が連携して合同で監視を行いました。

### 課題

#### 【施設の衛生に関する監視指導】

- 食中毒危害発生のリスクを低減させるため、引き続き重点的な監視指導を実施する必要があります。
- 事業者の自主衛生管理を向上させるため、さらに多くの事業者の「三重県食品の自主衛生管理認定制度」への取組を促進する必要があります。
- 生鮮食料品等の安全・安心な流通を確保していくため、コールドチェーン<sup>※</sup>化や高度な衛生管理等の施設が未整備の市場における施設整備の推進が必要です。

#### 【食品表示に関する監視指導】

- 関連団体等と連携し表示制度を周知するとともに、表示の適正化に向けた監視指導を行いました。県内に店舗を持つ事業者による不適正表示が発生したことから、食品表示の適正化に向けたさらなる取組の推進が必要です。
- 景品表示法に基づく食品表示について、事業者が不適正表示を行わないよう、不当商取引指導専門員による監視・指導を行うことが必要です。

#### 【米穀に関する監視指導】

- 県内の米穀取扱事業者が関わった不適正事案の発生要因として、法令遵守意識が希薄であったこと、内部チェック体制が不備であったことなどが考えられるため、コンプライアンス意識の向上及び体制整備に向けたさらなる取組が必要です。

また、不適正な事案の再発防止に向け、関係機関等との連携や体制強化による監視指導を実施し、米穀の適正流通を確保する必要があります。

#### 【監視指導の充実・強化】

- 県庁の監視指導に関わる担当課、その他関係機関等と連携して、効果的な監視指導が実施できるよう、情報共有等を行っていく必要があります。

### 今後の対応

#### 【施設の衛生に関する監視指導】

- 腸管出血性大腸菌、カンピロバクター及びノロウイルスによる食中毒対策や、観光地における食中毒発生の予防対策を重点項目として、引き続き監視指導を実施します。

- 「三重県食品の自主衛生管理認定制度」に取り組む施設数を増加させるため、事業者への制度の普及を推進します。
- 生鮮食料品等の安全・安心な流通を確保していくため県内卸売市場への監視指導を実施するとともに、卸売市場における品質管理の高度化に資する施設の整備を推進します。

**【食品表示に関する監視指導】**

- 食品表示の適正化に向け、引き続き「三重県食品監視指導計画」に基づき監視指導を実施するとともに、関連団体等と連携し、精肉業者以外の事業者に対して、計画的な自主点検の実施を促進します。
- 景品表示法に基づく食品表示について、事業者が不適正表示を行わないよう、不当商取引指導専門員による監視・指導を行います。

**【米穀に関する監視指導】**

- 食品表示法、食糧法及び米トレーサビリティ法等に基づく適正な表示、流通が行われるよう、国及び関係部局との連携による監視指導体制の強化とDNA検査等の科学的検査を取り入れた監視指導を行います。  
また、米穀取扱事業者に対し、コンプライアンス意識向上、体制整備のため、コンプライアンス研修会を実施するとともに、チェックリスト等を活用し事業者の自主的取組を支援します。

**【監視指導の充実・強化】**

- 担当課による会議を開催し、連携等について検討するとともに情報共有を図ります。  
また、監査指導の結果またはその他外部情報等により、重大な不適正事案が発覚した場合は、県庁関係課、その他関係機関と連携し、特別監視チームを編成するなど、迅速かつ的確に対応します。

(参考) 三重県食品監視指導計画における目標と実績

食品関係営業施設の監視・指導	平成 26 年度監視目標		平成 26 年度監視実績	
	A ランク施設	1,512 件	A ランク施設	1,911 件
B ランク施設	1,433 件	B ランク施設	2,274 件	
C ランク施設	7,077 件	C ランク施設	10,189 件	

(注) 食中毒発生時のリスク、取り扱う食品の流通の広域性、製造量などを評価しA～C ランクに分類し、ランクごとに監視頻度を定めて、監視指導を行いました。

A ランク施設：大量調理を行う飲食店、大規模小売店など（756 件）

B ランク施設：広域流通する惣菜を製造する施設など（1,433 件）

C ランク施設：食中毒発生時のリスクが低い、A、B ランクを除く施設（35,383 件）

監視目安：A ランク施設 2 回／年、B ランク施設 1 回／年、C ランク施設 1 回／5 年

(参考) 農畜水産物安全確保監視指導計画における目標と実績

米トレーサビリティ法に係る監視指導	平成 26 年度目標	平成 26 年度実績
	215 店舗	237 店舗



## 施策⑤ 食品等の試験・検査

### 施策の実施状況

- 消費者に安全な食品を提供するため、県内で生産または流通する食品 2,228 検体について残留農薬、残留抗生物質、食品添加物、微生物等の収去検査を実施したところ、三重県食品の衛生管理指標\*不適合等が 71 件ありましたが、製造・販売者に自主検査の実施等の指導と適合の確認を行い、すべて適合となりました。
- 検査体制の充実を図るとともに、ISO9001\*（品質マネジメントシステム）、GLP\*（検査制度のための体制づくり）に基づき、検査の信頼性確保に努めています。
- 安全な食肉を提供するために、ISO9001に基づき、と畜検査（48 か月齢超の牛のBSE\*検査を含む）（牛 8,279 頭、豚 81,338 頭）、食鳥検査（1,116,762 羽）を実施しました。また、食肉（食鳥肉）の微生物や残留物質等の検査を行いました。
- 県産牛肉について放射性物質の全頭検査を実施し、検査結果は全頭基準値以下でした。
- 貝毒による食中毒を防止するため、県内産二枚貝の可食部における麻痺性貝毒及び下痢性貝毒の含有量について、定期検査を 48 回実施しました。（平成 26 年度目標：定期検査 48 回）
- 平成 25 年度に発生した県内の米穀取扱事業者による不適正事案を受け、必要に応じて仕入先等への調査を行うとともに、DNA 検査等の科学的検査（20 検体）についても引き続き行い、米穀の適正な流通に向けた取組を強化しました。  
（**再掲**→「施策④ 生産・加工・調理・販売段階の監視指導」（p12））



【食品検査】

### 課題

- 食品中の残留農薬や微生物等について収去検査を行うとともに、衛生基準に不適合があった場合は改善を指導することにより食品の安全確保を図りましたが、引き続きこれらの検査を実施し、県内流通食品の安全性を確保する必要があります。
- と畜検査（48 か月齢超の牛のBSE検査を含む）、食鳥検査を全頭（羽）実施することで、安全な食肉（食鳥肉）を供給することができました。引き続き、と畜検査、食鳥検査を適正に実施するとともに、食肉（食鳥肉）の微生物検査等を実施する必要があります。
- 貝毒を原因とする食中毒を防止するためには、継続的に検査する必要性があります。
- 不適正な事案の再発防止に向け、DNA 検査を実施するなど米穀の適正流通を確保する必要があります。

### 今後の対応

- 収去計画に基づき、食品中の残留農薬や微生物等の収去検査を行うとともに、衛生基準等に不適合があった場合は、事業者に対して改善するよう指導します。

- と畜検査（48 か月齢超の牛のBSE検査を含む）、食鳥検査を全頭（羽）実施するとともに、食肉（食鳥肉）の安全を確保します。また、計画的に食肉（食鳥肉）の微生物検査等を実施します。
- 県産牛肉について、引き続き放射性物質の全頭検査を実施します。
- 県内産二枚貝の安全性を確保するため、定期的な貝毒検査を実施します。
- 米穀の流通・販売段階での適正な流通を確保するため、科学的検査（DNA検査）の実施により、引き続き情報伝達及び表示の適正性の確認を行います。

【参考】みえ県民力ビジョン・行動計画における目標と実績

食品検査における適合率	平成 26 年度目標値	平成 26 年度実績値
	100%	100%

(参考) 三重県食品監視指導計画における目標と実績

食品等の試験検査	平成 26 年度目標	平成 26 年度実績
	1, 500 件	2, 228 件

施策⑥ 調査研究の推進とその成果の普及啓発

施策の実施状況

- 農業分野では、農薬だけに頼らず、様々な防除手段を講じる総合的病害虫防除・雑草管理（IPM）\*を推進するため、IPMの具体的な実践内容を示した「IPM実践指標」をホームページで公表し、産地への普及に取り組みました。  
また、IPM技術としての有効性を確認するため、キャベツ土壌病害の感染リスクを低減するほ場管理方法やカンキツ対象の新たな薬剤効果の検証を行い、その成果を「IPM実践指標」に反映させました。
- 水稻の病害防除において、いもち病の殺菌剤耐性菌の発生状況を把握するとともに、耐性菌の発生を防ぐガイドラインの周知徹底を図りました。

課題

- 「IPM実践指標」については、現場の課題等に合わせて新しい技術情報などを加え、適宜、改正していく必要があります。

今後の対応

- 「IPM実践指標」については、生産現場における課題を的確に把握するとともに、新しい技術情報などの収集を行い、生産現場において技術導入が促進されるよう、内容を改正していきます。
- 既存の技術や資材なども有効活用し、IPM技術の開発研究など食の安全・安心の確保に関するさらなる調査研究に取り組むとともに、農業協同組合など関係機関と連携し、研究成果を生産現場に普及させていきます。

## 基本的方向 2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

- 【実施すべき施策】
- ① 県民への情報提供
  - ② 食品関連事業者等への情報提供
  - ③ 食品関連事業者団体への取組支援
  - ④ コンプライアンス意識の向上に対する支援
  - ⑤ 自主基準の設定及び公開の促進
  - ⑥ 自主的な情報発信等に対する支援
  - ⑦ 認証制度の推進
  - ⑧ 健全かつ持続可能な経営への支援
  - ⑨ 食品関連事業者からの情報への対応等

### (1) 全体的な取組の概要

食の安全・安心を確保するには、安全で安心な食品の提供に事業者が自ら主体的に取り組むことが必要であり、その取組ができる環境の整備が必要です。そのため、事業者の取組が認知されるよう消費者等にPRや情報発信などを行いました。

また、関係団体との連携により表示制度についての講習会や自主的な取組への支援として講師派遣などを実施しました。

事業者のコンプライアンス意識向上に向けて、事業者が自主的に行うコンプライアンス研修会への講師派遣をしました。また、10月を「三重県食の安全・安心確保推進月間」と定め、食品関連事業者に対し、コンプライアンス研修会を開催しました。

「みえの安全・安心農業生産推進方針<sup>\*</sup>」に基づき、安全で安心な農産物の安定的な供給を推進し、農産物の安全確保、品質管理を目的としたGAP<sup>\*</sup>手法の導入を進めるとともに環境に配慮した営農活動を支援しました。

農林水産物の品質・衛生面の向上について、『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル<sup>\*</sup>に沿った品質が確保された野生の鹿肉、猪肉を取り扱う事業者であることを証明する「みえジビエ登録制度<sup>\*</sup>」の普及拡大に努めました。また、「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル<sup>\*</sup>」に基づいた、事業者による適正な品質・衛生管理が行われるよう支援しました。

消費者の食への信頼向上を目的に、食品関連事業者を対象とした商品力、営業力向上のための研修を行いました

食品関連事業者からの内部情報等に対し、適切な処置を講じ、情報提供窓口の周知を行いました。

### (2) 施策ごとの取組の概要

#### 施策① 県民への情報提供

##### 施策の実施状況

- 事業者による自主衛生管理の推進を図るため、「三重県食品の自主衛生管理認定制度」により自主衛生管理に取り組む事業者のうち、認定した施設についてホームページ上で公開しました。

- 事業者が条例に基づく食品等の自主回収に着手し県へ報告（13 件）を行った場合、その情報についてホームページを通じて速やかに県民に提供することにより、自主回収を促進し、健康への悪影響を未然防止するとともに食に対する県民の安全・安心の確保を図りました。
- カキを取り扱う事業者や消費者の判断材料とするため、みえのカキ安心協議会と連携し、カキ出荷シーズン中はノロウイルス検出結果、海水温等の海域情報をホームページ上で公開し、毎週情報の更新（26 回）を行いました。
- 県民に食品関連事業者の取組を紹介するため、「食の安全・安心の取組紹介」に登録された事業者や団体等（50 事業者及び団体）の取組内容をホームページ「三重県食の安全・安心ひろば」において公開しました。
- 消費者や流通関係業者に「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度※」（以下、「みえの安心食材」という。）を広く知ってもらうために「みえの地物一番の日キャンペーン※」にてPR（5 回）を行いました。



【みえの安心食材マーク】

### 課題

- 食の安全・安心が求められる中、その確保に向けて取り組む事業者の認知度を高めるための取組が必要です。
- 消費者に、「みえの安心食材」が浸透していないこと、「みえの安心食材」に認定されている生産者が、全ての作物に「みえの安心食材」シールを貼付していない等、生産者、事業者からの情報発信が少ないことが課題です。

### 今後の対応

- HACCP手法等を用いた自主衛生管理の取組事業者や、「みえのカキ安心システム※」を取り入れている事業者の品質管理手法等について情報発信するとともに、食品等の自主回収の情報を速やかに提供します。
- 食の安全・安心に関する食品関連事業者等の取組をホームページで広く情報提供します。
- 「みえの安心食材」のホームページやシールにより、「みえの安心食材」のPRを進めます。

(参考) 県のホームページにより報告された自主回収についての情報(条例第 24 条)

No.	報告月	食品名	回収の原因	報告義務の分類、理由
1	4 月	そうざい	異物（金属片）の混入	健康への悪影響の未然防止の観点から規則で定める食品等の自主回収
2	4 月	調理麺	消費期限の誤表示	消費期限・賞味期限の表示基準に違反するもの

3	5月	魚肉ねり製品	異物（金属）の混入	健康への悪影響の未然防止の観点から規則で定める食品等の自主回収
4	5月	ふぐ加工品	賞味期限の誤記載	消費期限・賞味期限の表示基準に違反するもの
5	7月	そうざい	消費期限の誤表示	消費期限・賞味期限の表示基準に違反するもの
6	8月	焼菓子	賞味期限の誤記載	消費期限・賞味期限の表示基準に違反するもの
7	8月	焼菓子	カビの発生	健康への悪影響の未然防止の観点から規則で定める食品等の自主回収
8	9月	ふくじん漬	使用添加物の表示欠落	食品の規格基準に反するもの
9	11月	冷凍養殖カキ (加熱用)	表示の欠落	消費期限・賞味期限の表示基準に違反するもの
10	11月	干しえび	表示の欠落	消費期限・賞味期限の表示基準に違反するもの
11	12月	加熱調理用 あさり	賞味期限の欠落	消費期限・賞味期限の表示基準に違反するもの
12	12月	お茶	賞味期限の誤記載	消費期限・賞味期限の表示基準に違反するもの
13	3月	魚介類加工品 (むきえび)	賞味期限及び保存方法 の記載欠落	消費期限・賞味期限の表示基準に違反するもの

## 施策② 食品関連事業者等への情報提供

### 施策の実施状況

- 食品衛生責任者\*再講習等の講習会や、ホームページ、リーフレット等を活用し、食品衛生に関する最新の情報を提供しました。
- 平成25年6月に公布された食品表示法について、(一社)三重県食品衛生協会での自主的な衛生管理活動を行っている食品衛生指導員\*を対象とした表示講習会(11回)を実施し、表示制度についての情報提供、周知を行いました。
- 「みえの安心食材」の認定品は、水稻、茶、野菜、果樹、特用林産物、鶏卵等、平成27年3月末現在で102品目設定され、989件が認定されていますが、食品関連事業者、食品関連事業者団体が農林産物を購入する際に、「みえの安心食材」で認定されたものを優先して選択していただけるよう、ホームページを通じ情報提供を行いました。
- 食品関連事業者等に対し、「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」、「みえジビエ登録制度」(25事業者、44施設が登録)について説明を行いました。
- 米穀取扱事業者への訪問巡回、研修会(3回)等の実施により、関係法令の内容説明を行い、コンプライアンスに関する情報を提供しました。

- 景品表示法に関する研修会や講師派遣（12回）を行いました。また、三重県消費生活センターのホームページやリーフレットで食品表示に関する情報を提供しました。

#### 課題

- より多くの食品関連事業者等に対し、食品衛生や関連法令に関する情報を提供する必要があります。
- 食品表示法について、食品関連事業者等に必要な情報を適切に提供することが必要です。
- なるべく多くの食品関連事業者、食品関連事業者団体に対し、「みえの安心食材」に関する情報を提供する必要があります。また、「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」及び「みえジビエ登録制度」を普及・啓発していくことが必要です。
- 引き続き景品表示法に基づく食品表示に関して情報提供をしていくことが必要です。

#### 今後の対応

- 食品衛生に関する講習会等を開催するとともに、ホームページ、リーフレット等を活用し、最新の情報を提供します。
- 平成27年4月施行の食品表示法について、事業者からの相談等に対応するとともに、引き続き食品表示講習を実施する等、制度の周知や情報提供を行います。
- 引き続き食品関連事業者、食品関連事業者団体が「みえの安心食材」で認定されたものを優先して選択していただけるよう、ホームページを通じ情報を提供します。
- 「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」の推進や、「みえジビエ登録制度」の普及・啓発のため、ホームページやリーフレット等を通じて情報を提供します。
- 監視指導等を活用した米穀取扱事業者への巡回訪問、研修会の開催により、コンプライアンス関連等事業者が必要な情報を提供します。
- 景品表示法に基づく食品表示に関する情報を三重県消費生活センターのホームページや関係団体等を通じたリーフレットの配布などにより提供します。

### 施策③ 食品関連事業者団体への取組支援

#### 施策の実施状況

- （一社）三重県食品衛生協会では自主的な衛生管理活動を行っている食品衛生指導員が、施設指導の際に適正な表示制度の周知を行うことができるように、表示講習会（11回）を実施しました。
- 関係法令等に関する啓発資料の提供や事業者が開催する研修会への講師派遣（3回）により、米穀取扱事業者団体への取組を支援しました。
- 景品表示法に基づく食品表示について、食品関連事業者団体が実施する講習会（7回）に講師を派遣しました。

### 課題

- 平成 25 年 6 月に公布された食品表示法については、同法に規定されている表示項目の一部には適用まで猶予期間があることから、その期間中に適正表示が行われるよう食品関連事業者等と連携し、制度の周知等に取り組む必要があります。
- より多くの事業者に関係法令等（米トレーサビリティ法など）に関する理解度を高めてもらう必要があります。
- 引き続き、食品関連事業者団体の景品表示法に基づく適正な食品表示に関する取組を支援していくことが必要です。

### 今後の対応

- 平成 27 年 4 月施行の食品表示法について、引き続き（一社）三重県食品衛生協会の自主的な取組を支援し、制度の適正な周知等を図ります。
- 米穀取扱事業者に対する巡回訪問を行い、引き続き啓発資料の提供を行うなど、関係法令に対する理解を進めます。
- 景品表示法に基づく食品表示について、食品関連事業者団体と連携して団体会員への啓発を支援します。

## 施策④ コンプライアンス意識の向上に対する支援

### 施策の実施状況

- 食品衛生講習等の機会を通じ、コンプライアンス意識の向上に関する理解の促進を図りました。
- 米穀取扱事業者への巡回訪問時に、コンプライアンス体制についての現状を把握するための状況調査を行い、コンプライアンスチェックリストを作成しました。
- 食の安全・安心確保の取組を集中的に進めるため、10 月を「三重県食の安全・安心確保推進月間」と定め、米穀取扱事業者を含む食品関連事業者に対し、コンプライアンス研修会（3 回、88 人）を開催しました。また、事業者が自主的に行うコンプライアンス研修会への講師派遣（3 回）を行い、コンプライアンス意識の向上、体制整備に対する支援を行いました。
- 景品表示法に基づく食品表示について、不当商取引指導専門員が、ホテル、旅館等を巡回訪問し（242 施設）、法令遵守に向けて啓発資料等により意識の向上を図りました。



【県が開催したコンプライアンス研修会】

### 課題

- 食品関連事業者、米穀取扱事業者におけるコンプライアンス意識の向上、関係法令に関する理解の促進をさらに進める必要があります。また、事業者が自主的に体制整備に取り組んで行く契機を高めることが必要です。

- 景品表示法に基づく食品表示について、引き続き、事業者の法令遵守に向けた取組を支援することが必要です。

### 今後の対応

- 引き続き、食品衛生講習会時等に、コンプライアンスについての説明等を行い、食品関連事業者等のコンプライアンス意識の向上を図ります。
- 米穀取扱事業者のコンプライアンスに関する理解促進を図り、自主的な取組を進めるため、事業者にチェックリスト等の資料を配布し啓発を進めます。また、昨年度に引き続き、「三重県食の安全・安心確保推進月間」において、事業者を対象とした研修会を実施し、関係法令に関する理解を促進します。
- 景品表示法に基づく食品表示について、講師派遣等を行い事業者団体等の法令遵守に向けた取組を支援します。

## 施策⑤ 自主基準の設定及び公開の促進

### 施策の実施状況

#### 【農畜産物】

- 「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、消費者への安全・安心な農作物を安定供給する産地の拡大を目指し、GAP導入の支援や土づくり、肥料、農薬等の投入資源の効率的活用に関する研究開発とその普及推進などの取組を行うとともに、研修会（1回）を開催し、県民及び生産者への理解促進を図りました。
- 主要産地に対して安全・安心な農産物の生産システムであるGAPの導入支援を行う指導者（営農指導員、普及指導員）の養成を行いました。
- 消費者が安心して食べられる美味しい米、さまざまな需要に対応できる米を供給するため、「三重の米行動指針ライスプロミス6\*（消費者との6つの約束）」に基づき、県内関連団体の米づくりの取組を支援しました。
- 公募により選定された三重県育成の水稻新品種「三重23号」の生産者に対し、「みえの安心食材」の認定取得を推進しました。さらに、独自の品質基準に適合したものを「結びの神」というブランドで販売しました。（57生産者）
- 茶業関連団体等による「安全安心な伊勢茶づくり推進委員会」と連携して、モデル茶工場として指定された20茶工場（対前年比1工場増）を対象に、茶工場の衛生管理の指導及び伊勢茶GAP\*実践支援を行いました。また、安全・安心に関する意識改革につなげるため、茶生産者を対象に茶工場の衛生管理を含めたGAP研修会を開催しました。
- 大豆の生産拡大、品質向上のため「三重県産大豆生産振興対策会議」を設置し、GAPの推進等に取り組みました。
- 安全で安心な畜産物を生産するため、全農家へ飼養衛生管理基準に基づく管理の徹底を指導しました。



### 【林産物】

- 「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル」に基づく適正な品質・衛生管理の普及を徹底しました。
- 消費者に安全で安心な野生獣肉（鹿肉、猪肉）を提供するため、『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル「みえジビエ登録制度」についてホームページなどで情報発信を行いました。

### 【水産物】

- 消費者に安全で安心な養殖水産物を安定的に供給するため、養殖漁場における医薬品等の適正使用による環境改善、魚病のまん延防止対策の確立を推進しました。

### 【卸売市場】

- 県内卸売市場の監視指導（延べ16か所）を実施した際に、卸売市場関係事業者へ品質管理等に関する先進事例の情報提供や、事業者による自主的な品質管理の高度化に向けた規範の策定を推進しました。
  - ・卸売市場における品質管理高度化マニュアル等策定（5市場）

### 課題

- 「みえの安全・安心農業生産推進方針」の各取組は、各産地の状況や目標に応じて進める必要があります。
- 主要産地に対してGAP導入を推進したことにより、安全・安心な農産物の生産に繋がりましたが、環境への配慮や消費者の食の安全・安心への関心を考慮すると、引き続き導入を拡大していく必要があります。
- 米生産については「三重の米行動指針ライスプロミス6」を、引き続き推進するとともに、人と自然にやさしい水田農業を推進するため、水田作物の安全・安心や環境に配慮した取組の拡大を進める必要があります。
- 伊勢茶GAPに取り組むモデル茶工場は、20茶工場と前年度より1工場増えましたが、取組レベルに差があるため、確実に伊勢茶GAPを実践できるよう、現場での指導が必要です。
- 大豆については、生産安定とともに茎や莢等の夾雑物選別精度を向上させるために、GAPの実践が必要です。
- 安全で安心な畜産物を生産するため、継続した全農家への飼養衛生管理基準に基づく管理の指導が必要です。
- 消費者に安全で安心な特用林産物を提供するため、「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル」に基づく適正な品質・衛生管理を普及・啓発していく必要があります。
- 解体処理事業者等が『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアルに沿った獣肉の処理を行うよう、普及、啓発していく必要があります。
- 生産者の衛生管理に対する意識の向上を図るため、関係機関と連携し、継続して指導を行う必要があります。
- 生鮮食料品等の安全・安心な流通を確保していくため、コールドチェーン化や高度な衛生管理のための施設整備の推進に併せ、市場関係事業者への衛生管理に係る一層の啓発が必要です。

### 今後の対応

- 「みえの安全・安心農業生産推進方針」について広く理解を深めるとともに、関係機関と連携しながら各産地の状況や目標に応じた農業生産を推進していきます。
- G A Pの導入を推進するため、生産者の導入への理解を深める研修会を開催するほか、引き続き、G A P導入の指導者を育成します。
- 「結びの神」の生産を拡大するため、三重県育成の新品種水稻「三重23号」生産者の「みえの安心食材」認定取得を推進するとともに、その他水田作物におけるG A P導入を検討します。
- 引き続き、伊勢茶G A Pの導入を進めるため、茶業関連団体と連携して茶工場の衛生管理の指導等に取り組みます。
- 関係団体と連携し、三重県産大豆振興対策会議を中心に、G A P推進による生産安定の取組を検討していきます。
- 安全で安心な畜産物を生産するため、引き続き全農家へ飼養衛生管理基準に基づく管理の徹底を指導していきます。
- 「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル」を、研修会等を通じて周知し、きのこ等の適正な品質管理を促進します。
- 消費者に安全で安心な野生獣肉（鹿肉、猪肉）を提供するため、『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアルの普及・定着を図り、捕獲者や獣肉解体処理業者の品質・衛生管理向上の取組を推進します。
- 消費者に信頼される養殖水産物の供給を図るため、関係機関と連携して、生産者による養殖漁場の環境改善や魚病まん延防止への取組を促進します。
- 卸売市場関係事業者への品質管理等に関する先進事例の情報提供や品質管理の高度化に係る規範の作成支援などを通じ、衛生管理に係る意識啓発に取り組みます。

## 施策⑥ 自主的な情報発信等に対する支援

### 施策の実施状況

- 「みえの安心食材」の登録者を対象に、制度上の取組事項や農薬使用、販促等についての研修会を開催しました。
- 「みえの安心食材」が、環境に配慮した生産方法で栽培履歴を管理して生産されている農畜林産物やそれらの加工品であることを、店頭等で広く消費者に周知しました。
- カキによる健康被害を未然に防ぐための事業者の自主的な衛生及び品質管理の取組である「みえのカキ安心システム」を支援しました。

### 課題

- ホームページなどで生産者自らが「みえの安心食材」であることを情報発信している事例が少ないことが課題です。
- カキの衛生及び品質管理の徹底を図るため、引き続き支援を行っていく必要があります。

### 今後の対応

- 「みえの安心食材」に登録・認定されている生産者に対して、ホームページ等からの制度のPRや普及を進めるよう働きかけていきます。
- カキによる健康被害を未然に防止するため、海域調査、カキを取り扱う営業施設における衛生管理の徹底や消費者に対するカキの正確な知識の普及・啓発をみえのカキ安心協議会と連携して実施します。

## 施策⑦ 認証制度の推進

### 施策の実施状況

- 「みえの安心食材」の認定品については、水稻、茶、野菜、果樹、特用林産物、鶏卵等、平成27年3月末現在で102品目設定され、989件が認定されています。  
（再掲→「施策② 食品関連事業者等への情報提供」（p19））
- 「みえの安心食材」に基づく鶏の飼養衛生管理や、鶏卵の品質管理マニュアルによる生産管理要件の遵守や記帳の推進を図りました。
- HACCP手法を導入した衛生管理プログラムからなる「三重県食品の自主衛生管理認定制度」を推進しました。（新規取組開始施設5施設、取組施設168施設）  
（再掲→「基本的方向1 施策④ 生産・加工・調理・販売段階の監視指導」（p12））
- 『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアルに沿った野生獣肉を提供する販売事業者等であることを証明する「みえジビエ登録制度」の普及拡大に努め、25事業者44施設を登録しました。



【「みえジビエ登録制度」の登録事業者看板】

### 課題

- 「みえの安心食材」は事業者の自主活動なので、著しい登録者の増加が望めないことが課題です。
- 「三重県食品の自主衛生管理認定制度」の取組施設数は増加しましたが、事業者の自主衛生管理も向上のため、さらに多くの事業者の取組を促進する必要があります。
- 「みえジビエ登録制度」の普及を図っていく必要があります。

### 今後の対応

- 引き続き、「みえの安心食材」における登録者を増加させるよう支援することで、地域における「みえの安心食材」の需要に対応できるようにしていきます。
- 「三重県食品の自主衛生管理認定制度」に取り組む施設数を増加させるため、事業者への制度の普及を進めます。
- 今後、さらに消費者に安全で安心な野生獣肉（鹿肉、猪肉）を提供するため、「みえジビエ登録制度」の普及・啓発を図ります。

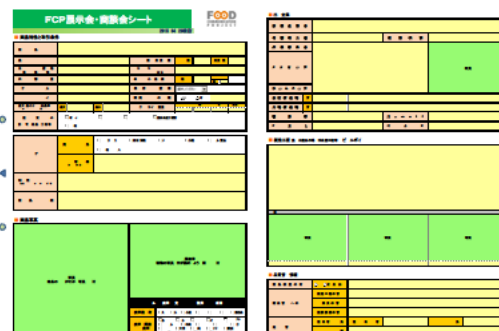
【参考】みえ県民力ビジョン・行動計画における目標と実績

自主衛生管理(HACCP 手法)導入取組施設数	平成26年度目標値	平成26年度実績値
	167施設	168施設

施策⑧ 健全かつ持続可能な経営への支援

施策の実施状況

- 消費者の食への信頼向上を目的に、農林水産省が食品関連企業と協働で推進しているフード・コミュニケーション・プロジェクト※（以下「FCP」という。）で開発されたFCP商談会シートを活用し、県内食品関連事業者を対象とする商品力・営業力向上研修を開催しました。FCP概要を説明するセミナー（1回）や、商品づくりや効果的な商談に向けた取組等を学ぶ個別相談や模擬商談等の連続研修（4回）を行い、実践の場として、名古屋市での展示商談会にも出展しました。



【FCP商談会シート】

- また、首都圏、大都市圏での販路拡大を目指す事業者を対象にして、商談の実践研修の場として、全国規模の展示商談会であるスーパーマーケット・トレードショー2015に出展するとともに、出展前に展示会での営業方法等に関する事前セミナーの開催、出展後には個別相談会を開催し、出展を成果に結びつけるための取組を行いました。
- 低炭素化農業※、生物多様性をめざす営農活動を支援するため、地球温暖化防止、生物多様性保全に効果の高い農業生産方法を取り入れる農業者等（52件、225ha）を支援しました。また、環境保全型農業の取組やその生産物のPRについての研修会（1回）を開催しました。
- 米穀取扱事業者への巡回訪問時に、コンプライアンス体制についての現状を把握するための状況調査を行い、コンプライアンスチェックリストを作成しました。  
（再掲→「施策④ コンプライアンス意識の向上に対する支援」（p21））
- 米穀取扱事業者を含む食品関連事業者に対し、コンプライアンス研修会（3回、88人）を開催しました。また、事業者が自主的に行うコンプライアンス研修会への講師派遣（3回）を行い、コンプライアンス意識の向上、体制整備に対する支援を行いました。  
（再掲→「施策④ コンプライアンス意識の向上に対する支援」（p21））

課題

- FCP商談会シートを活用した商品力・営業力向上研修については、研修内容の精査を行い、引き続きより多くの事業者の商品力・営業力向上につながるよう実施する必要があります。
- 低炭素化農業及び生物多様性をめざした営農活動の支援を行うとともに、生産者の取組や熱意が消費者の購買意欲向上に繋がるような環境づくりが必要です。

- 事業者が適正な取引、流通を確保し健全経営を行うため、コンプライアンス意識の向上及び理解促進を図る取組が必要です。

#### 今後の対応

- FCP商談会シートを活用した商品力・営業力向上研修の内容について、より実践的なものになるよう取り組みます。
- 低炭素化農業、生物多様性をめざした営農活動の支援を行うとともに、生産現場の取組に対する県民の理解を進めます。
- 米穀取扱事業者の意識の向上及び法令理解の促進を図るための研修会の開催やコンプライアンスチェックリスト等の配布により、コンプライアンスの重要性について啓発を行うことで、事業者が自主的に取り組むコンプライアンス体制整備に向けた取組を支援します。

### 施策⑨ 食品関連事業者からの情報への対応等

#### 施策の実施状況

- 食品衛生、食品表示等に関する内部通報等に対し、関係機関と連携し法令に基づく適切な措置を講じました。
- ホームページ、リーフレット等を使い、情報提供窓口である各法令担当部署の周知を行いました。

#### 課題

- 食品関連事業者が、食の安全・安心を損なう、または損なう恐れがある情報を提供しやすいように、窓口となる保健所等の各法令担当部署を周知する必要があります。

#### 今後の対応

- 食品衛生、食品表示等に関する内部通報等の情報を受理した場合は、引き続き、関係機関と連携し立入調査等を実施します。
- 食品関連事業者の危害情報の申し出に関する条例趣旨について、研修会や巡回訪問により周知を図るとともに、引き続きホームページ、リーフレット等により情報提供窓口である法令担当部署の周知を行い、危害情報の申し出を行いやすい環境の整備を進めます。

## 基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

- 【実施すべき施策】
- ①情報提供の推進
  - ②食の安全・安心に関する教育の推進
  - ③相談対応の充実

### (1) 全体的な取組の概要

県民が食の安全・安心に関する知識と理解を深め、判断、選択を行えるよう、ホームページ、県政だより、情報誌、パンフレットなどにより、食品や農畜水産物の検査結果、食中毒など食の安全・安心に関する情報提供を行うとともに、出前トーク等を実施し、意見交換を行うことにより、学習機会を提供しました。

子どもたちが食の大切さを学び、望ましい食習慣を実践していくことができるよう、地場産物を利用した「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」や学校における食育\*推進講習会の開催など食育推進の取組を行いました。

また、第2次食育推進計画において目標とする「学校給食における地場産物を使用する割合の増加」に向け、「みえ地物一番給食の日\*」の取組拡大の推進など県と教育委員会、生産者団体等が連携して、学校給食への地場産物活用を進めるとともに、学校給食従事者や食品関連事業者等による地場産物導入促進検討会の設置や地場産物を使用した給食用食品の開発を行いました。

さらに、各地域機関に窓口を設置して、県民からの食品に関する相談等に応じました。

### (2) 施策ごとの取組の概要

#### 施策① 情報提供の推進

##### 施策の実施状況

- 食に関する情報をわかりやすく提供し、県民が正しい情報に基づいて判断、選択を行えるよう、食の安全・安心に関する総合的な情報発信を行う三重県のホームページ「食の安全・安心ひろば」において、様々な情報（新着情報 256 件）をわかりやすく発信することに努めました。



【食の安全・安心ホームページ】

- 県広報紙「県政だより」や子育て情報誌「きらきら」、「ママごはん」等において、食の安全・安心に関する情報（5回）を掲載し、食の安全・安心確保のための啓発を行いました。
- 食の安全・安心に関するテーマを設定し、出前トーク等（9回、のべ272人）において、食の安全・安心確保に関する情報や県の取組等について説明し、県民と意見交換を行いました。

また、将来、自身で食生活を考え、食に対する判断、選択を行うこととなる中学生、高校生世代に対して情報提供を行うため、高等学校等でも出前授業を実施しました。

- 気温 30℃以上が 10 時間以上継続することが予想される場合等、食中毒の発生が危惧される際に食中毒警報（2 回）を発令し、（一社）三重県食品衛生協会、学校給食関係者等へ情報を提供し、食中毒予防についての啓発を行いました。また、ホームページを活用し、消費者への様々な情報を提供しました。
- 腸管出血性大腸菌やノロウイルスによる食中毒防止のため、ホームページ、パンフレット等により予防方法について情報提供しました。
- 景品表示法に基づく食品表示について、三重県消費生活センターのホームページやリーフレットなどにより情報を提供しました。
- 県が実施した食品等の検査結果をホームページ等において情報提供しました。

### 課題

- 食の安全・安心への関心が高まる中、県民が正しい情報に基づいて食に関する判断、選択を行えるよう、県民が求める情報のニーズを的確に把握し、迅速に、より多くの県民へ情報や学習機会を提供できるようにしていくことが必要です。
- より多くの県民に、食品衛生に関する情報を提供することが必要です。
- ノロウイルスによる食中毒が多発していることから、食中毒予防のため、県民に継続して情報を提供することが必要です。
- 景品表示法に基づく食品表示について、引き続き、情報提供を行っていくことが必要です。

### 今後の対応

- 県民のニーズに応じた情報を提供するため、引き続き意識調査等を実施するとともに、条例や基本方針の概要などの広報資料、県のホームページ「食の安全・安心ひろば」などにより、県の取組及び関連する情報をわかりやすく提供していきます。また、出前トーク等を実施し、情報提供や意見交換を行うことで、食の安全・安心確保に関する学習の機会を提供します。
- 近い将来に自身で食の選択、判断を行うことになる若い世代への食の安全・安心に関する意識を高めるため、様々な手法により意識の向上に取り組みます。
- 引き続き、食中毒警報の発令、ホームページ、パンフレット等を活用し、県民へ食中毒予防方法等の食品衛生に関する情報を提供します。
- 景品表示法に基づく食品表示について、三重県消費生活センターのホームページやリーフレットなどにより情報を提供します。
- 県が実施した食品に関する検査、監視指導結果について、ホームページ等で情報提供します。

## 施策② 食の安全・安心に関する教育の推進

### 施策の実施状況

- 食育の取組については、教育や保育等の場面において、地域の農林漁業の体験活動の実施や学校給食への地場産物の導入等が進みつつあります。県では、第2次食育推進計画において「学校給食における地場産物を使用する割合の増加」を平成27年度には40%にするという目標を設定し、県と教育委員会、生産者団体等が連携して学校給食への地場産物活用を進めました。

また、学校給食における地産地消<sup>\*</sup>の取組を促進するため、「みえ地物一番給食の日」の取組拡大の呼びかけとともに、市町等担当者会議及び市町訪問時等の機会を利用して意見交換を行うなど、学校給食への地場産物の導入拡大の働きかけを行いました。

- 学校給食への地場産物の導入を図るため、学校給食従事者や学校給食会、食品関連事業者等による地場産物導入促進検討会を設置し、利用促進に向けた検討を行うとともに、県内産農林水産物を使用した給食用食品の開発（1品）を行いました。



【開発された給食用食品】(するめいかの短冊)

- 児童生徒が正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校における食育を推進するため、推進地域（伊賀市）を指定して、実践的な取組を進めるとともに、学校における食育推進講習会を開催（1回）して県内に取組の普及・啓発を行いました。

また、各小中学校では、食に関する指導の全体計画を作成し、学校教育活動全体を通じて、各教科や特別活動等と関連づけた食育の取組を進めました。

- 子どもたち自身が自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を形成するため、地域食材を使った「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を実施し、優秀作品の表彰やその結果をホームページで紹介するなど、保護者や地域への啓発を行いました。また、優秀作品を県庁食堂やCafe Me terre（津市）において期間限定で提供しました。
- 適切な食習慣の定着を図る取組については、イベント等の機会を利用し、様々な主体と連携し、みえの食生活指針や食事バランスガイド、栄養成分表示等の活用を促進するための普及啓発を行いました。
- 「食フォーラム」において、野菜をたっぷり使用した料理のコンテスト「ベジー1グランプリ」を開催し、参加者の試食・投票による優秀作品を決定することで、広く県民に野菜摂取推進の普及啓発を行いました。
- 食育関係者等に対しては、野菜摂取の推進セミナーを開催（14回、708人）し、食事バランスについての理解の向上を図りました。



【野菜摂取推進のため開催した取組】  
（「ベジー1グランプリ」）



- 企業との協働で、健康的な食習慣の実践のための社員食堂での健康・栄養相談や節塩食提供などを行い、生活習慣病予防に取り組みました。
- 給食利用者への食の環境整備として巡回指導（303施設）、助言を行うとともに、給食従事者を対象に集合研修（8回、504人）を行いました。



【野菜摂取推進マスコットキャラクター『フェアリーベジ』】

### 課題

- 子どもたちが地域の農林水産物や農林漁業に対する理解をさらに深めるためにも、学校給食への地場産物の活用割合を高めていくことが必要です。
- 子どもたちが生涯にわたって健康に生活していけるよう、一層学校における食育の取組を進めるとともに、家庭での実践につなげていくことが必要です。
- 県民が健康的な生活を営むには、各ライフステージにおける望ましい食生活の実践が不可欠です。そのためには様々な主体と連携した食育活動や食環境整備が必要です。

### 今後の対応

- 県内の学校給食における地場産物の活用を推進するため、県内の全市町において、地場産物の活用状況調査を実施します。
- 学校給食への地場産物の導入をさらに進めるため、市町等に地場産物活用指針の活用や「みえ地物一番給食の日」の実施を引き続き推進していきます。  
また、「みえ地物一番給食の日」に取り組んだ給食献立をホームページで紹介し、保護者や地域の理解を深めます。
- 学校給食への地場産物の導入をさらに進めるため、地場産物を活用した学校給食向けの商品開発を行います。
- 食育や地産地消についての情報提供に関しては、企業と連携して「みえ地物一番の日キャンペーン」等の活動を通じて発信していきます。
- 地域の農林水産物や農林漁業に対する理解を深めるため、教育ファームの活動への支援をさらに進めます。
- 子どもたち自身が自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を形成するため、学校における食育の一層の充実に向けて、市町や関係機関と連携し、食育担当者や栄養教諭等を中心とした指導体制の整備を図るとともに、「スーパー食育スクール事業」（文部科学省委託事業）の指定校（県立久居農林高等学校）の取組を支援します。
- 各ライフステージにおいて、県民が自ら健康的な食生活に取り組めるよう、地域で食育活動を行う主体と連携し、食事バランスの普及、野菜摂取の推進、栄養成分表示の正しい理解や活用について普及啓発を図ります。また、健康情報を発信する「健康づくり応援の店」の登録店の増加により食環境整備を推進します。

### 【参考】みえ県民力ビジョン・行動計画における目標と実績

企業等との連携による食育等のPR回数	平成26年度目標値	平成26年度実績値
	8回	12回

【 「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」 優秀作品 】

☆最優秀作品☆

「家庭菜園deこねこねカルシウム」

- ・梅しそごはんのおやき
- ・かぼちゃのだんご汁
- ・めかぶの和え物
- ・ブルーベリーヨーグルト



「あっさり朝ご飯」

- ・豆腐ハンバーグ
- ・ヨーグルトソース (豆腐ハンバーグ用)
- ・具だくさんみそ汁
- ・なすのにびたし
- ・ピーマンのつくだ煮風
- ・ご飯
- ・飲み物



「ロコモコ風豚そぼろDon」

- ・ロコモコ風豚そぼろDon
- ・かぼちゃスープ
- ・キウイヨーグルト

<小学生の部>



「栄養満点カラフル朝食」

- ・モロヘイヤむしパン
- ・地場産たっぷりオープンオムレツ
- ・野菜のコンソメスープ
- ・季節のフルーツ



「夏のパワフル！ワンプレート」

- ・ころころしらごま
- ・夏のさっぱりいため
- ・夏のもりもりサラダ

☆最優秀作品☆

「青さたっぷり健康ごはん」

- ・青さ入りたまごと夏野菜
- ・青さのミルクみそ汁
- ・青さたっぷりがゆ
- ・青さのつるりんもち



「茶盆膳〜カテキンパワーで朝に勝て！〜」

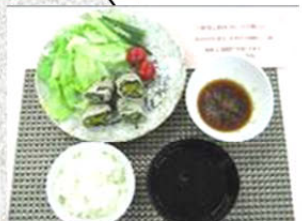
- ・アスパラガスの豚豚 (とんとん) 焼き
- ・勝(か)て！きん入り茶がゆ
- ・勝ッテージチーズのブルーベリーぞえ
- ・野菜そうめんと海の幸
- ・甘納豆in三色ジュレ
- ・ふわとろ卵の茶わん蒸し



<中学生の部>

「三重の地物で5大栄養素をしっかりとって心も体も成長しよう朝食！！」

- ・じゃこと大葉のさっぱりごはん
- ・Wお肉の伊勢うどんのたれあんかけ
- ・ビタミンA・ビタミンCたっぷりサラダ
- ・豆苗とベーコンのスープ
- ・キウイヨーグルト



「豚肉と野菜のレンジ蒸し」

- ・豚肉の野菜巻き
- ・あおさのみそ汁
- ・ご飯

「やさいまんさいばぱっと朝食メニュー」

- ・サケのみそ焼き
- ・卵のグリル焼き
- ・まいたけの焼きびたし
- ・長いもの梅しそあえ
- ・ヨーグルトディップサラダ
- ・豆乳スープ
- ・雑穀入りご飯
- ・フルーツ

### 施策③ 相談対応の充実

#### 施策の実施状況

- 一般的な食品に関する質問、不良食品に関すること、食品が原因であることを疑う健康被害等には、適宜相談、助言を行いました。
- 各保健所、食品安全課及び各農林水産（農政、農林）事務所を相談窓口にして、食品表示に関する相談（573件）に応じました。
- 消費生活相談に寄せられた食品表示に関する相談（34件）に助言等を行いました。また、県民からの食品表示に関する情報提供に対しては、関係機関と連携して対応しました。

#### 課題

- 食の安全・安心に対する県民の関心が高まっている中、引き続き県民からの食の安全・安心確保に関する施策の提案や食品に関する相談等に適切に対応することが必要です。
- 消費生活相談に寄せられた食品表示に関する県民からの情報提供や相談に迅速に対応することが必要です。

#### 今後の対応

- 食品や、消費生活に関すること等の相談窓口を継続して設置することにより、県民からの食の安全・安心確保に関する施策の提案、食品に関する相談、食品表示に関する情報提供、相談等に迅速に対応します。

## 基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携等による県民運動の展開

- 【実施すべき施策】
- ①人材の育成
  - ②相互理解の増進
  - ③関係者との連携等
  - ④県民運動の展開

### (1) 全体的な取組の概要

食の安全・安心確保のためには、県民、関係団体、事業者、行政など多様な主体が相互に理解を深め、連携しながら県民運動として主体的に取り組んでいくことが必要になってきます。そのため、事業者を対象に消費者の信頼向上を目的としたF C P研修や食品衛生指導員、学校給食関係者等の専門知識取得、食品衛生の知識向上のための講習等の開催及び三重県農薬管理指導士<sup>\*</sup>を認定、育成する研修会を開催することなどにより、人材の育成を進めました。

相互理解を進める取組として、アンケート調査による意識の把握や出前トーク及び食品衛生などに関するリスクコミュニケーション<sup>\*</sup>を開催しました。

また、食品関連事業者等と連携して、食の安全・安心確保のための情報提供を行うとともに、食の安全・安心に関する自主的な活動を行っている事業者、団体の取組内容をホームページにおいて公表し、その取組を支援しました。

### (2) 施策ごとの取組の概要

#### 施策① 人材の育成

##### 施策の実施状況

- 消費者の食への信頼向上を目的に、農林水産省が食品関連企業と協働で推進しているF C Pで開発されたF C P商談会シートを活用し、県内食品関連事業者を対象とした研修を開催しました。受講者は、商品の特徴や表示について、商談会シートを通じて、わかりやすく伝えることなどを学びました。
  - ・みえの食品 商品力・営業力アップセミナー（46事業者、57人）
  - ・F C P集中研修（12事業者）
- （**再掲**）→「基本的方向2 施策⑧ 健全かつ持続可能な経営への支援」（p26）
- 食品関連事業者や一般消費者に対して、表示や食品衛生についての講習会（411回、13,309人）を実施しました。また、監視指導時に個別対応を行い、事業者の食品表示に関する知識の向上を図りました。
- 食品衛生講習等の機会を通じ、コンプライアンス意識の向上に関する理解の促進を図りました。

- 農薬に関する関係法令や農薬の販売、使用などについて正しい知識を持つ「三重県農薬管理指導士」を育成しました。平成26年度は、新規対象者に研修と認定試験を行い、新たに25名を認定し、認定者は1,130名となりました。また、更新時の研修内容の見直しを行い、三重県農薬管理指導士の資質向上を図りました。
- 安全で安心な学校給食を提供するため、学校給食実施校管理職や市町教育委員会給食担当者、県立学校の給食従事者等を対象とした衛生管理講習会（3回、676人）を開催するなど、学校給食関係者に対し衛生管理・食中毒防止について周知徹底するとともに、資質向上を図りました。

### 課題

- FCP商談会シートを活用した研修については、研修内容の精査を行い、引き続きより多くの事業者が食の信頼に向けた取組につなげられるよう実施する必要があります。
- 食品製造事業者等における安全・安心の確保にあたっては、食品衛生や表示に関する知識の向上、法令に関する理解促進のための取組の浸透を図ることが必要です。
- より多くの食品関連事業者にコンプライアンスについて説明し、意識の向上を図る必要があります。
- 農薬の適正販売、適正使用を進めるためには、農薬の正しい知識や情報を持つ人材の育成が必要です。
- 安全で安心な学校給食を提供するため、学校給食関係者に対する、継続した衛生管理等の周知徹底及び資質向上の取組が必要です。

### 今後の対応

- FCP商談会シートを活用した商品力・営業力向上研修の研修内容について、より実践的なものになるよう取り組みます。
- 食品全般に関することについて、講習会を開催するとともに、個別の相談等に適切に対応します。
- 引き続き、食品衛生講習会時等に、コンプライアンス意識の向上を図ります。
- 農薬の適正販売、適正使用について、正しい知識を持つ農薬管理指導士の認定を進めるとともに、研修内容を充実するなど資質向上も図ります。
- 学校給食関係者への衛生管理等の周知徹底及び資質向上を図ります。

## 施策② 相互理解の増進

### 施策の実施状況

- 県民の食の安全・安心に対する意識や行政の取組の認知度を把握するため、県のe-モニターを活用して電子アンケートを実施しました。
- 食の安全・安心に関するテーマを設定し出前トーク等（9回、のべ272人）により食の安全・安心に関する情報や県の取組等について説明し、意見交換を行い



【食の安全・安心に関する出前トーク】

相互理解の促進を図りました。

( **再掲** → 「基本的方向 3 施策① 情報提供の推進」 ( p 28 ) )

- 消費者、生産者、事業者などが正確な情報を提供・交換する場として、食品衛生などに関するリスクコミュニケーションを各地で開催 ( 22 回、1,002 名 ) しました。

### 課題

- 県の e-モニターを活用した調査の結果では、食の安全性に不安を感じる方が約 6 割を占めました。食に関する情報が氾濫する中、県民と事業者、行政が互いの活動を知る機会の増加を図るとともに、様々な手法による相互理解を促進することが必要です。

### 今後の対応

- 県民と事業者等が食品衛生に関する正しい知識の共有や相互理解を促進するための講習会、交流会、意見交換会などのリスクコミュニケーションを引き続き実施します。
- 引き続き、出前トークや県の e-モニターを活用した電子アンケートを実施し、県民の意識の把握及び相互理解の促進を図ります。

## 施策③ 関係者との連携等

### 施策の実施状況

- ( 一社 ) 三重県食品衛生協会と連携し、自主的な衛生管理活動を行っている食品衛生指導員が、施設指導の際に適正な表示制度の周知を行えるよう、表示講習会 ( 11 回 ) を実施しました。

( **再掲** → 「基本的方向 2 施策③ 食品関連事業者団体への取組支援」 ( p 20 ) )

- 事業者、関係団体の協力 ( 15 協力店 ) のもと、年間を通して「食の安全・安心ミニ情報」を広報紙やチラシ等に掲載いただき、食の安全・安心に関する PR を行いました。また、消費者団体等と連携し、イベント等で食の安全・安心のためのパネル展示や食の安全・安心に関するクイズを実施し、啓発活動に取り組みました。
- 景品表示法に基づく食品表示について、食品関連事業者団体が実施する講習会に講師を派遣 ( 7 回 ) しました。  
( **再掲** → 「基本的方向 2 施策③ 食品関連事業者団体への取組支援」 ( p 20 ) )



【ミニ情報協力店ポスター】

### 課題

- 平成 25 年 6 月に公布された食品表示法について、平成 26 年度も制度の周知を行いましたが、同法に規定されている表示項目の一部には適用まで猶予期間があることから、その期間中に適正表示が行われるよう、食品関連事業者等の取り組みを支援する必要があります。

- 食の安全・安心に関する県民の関心は高まっており、情報提供やリスクコミュニケーションなどについて様々な主体と連携した取組を進めていく必要があります。
- 景品表示法に基づく食品表示が適正に行われるよう、引き続き、食品関連事業者団体等と連携を図っていくことが必要です。

### 今後の対応

- 平成 27 年 4 月施行の食品表示法について食品関連事業者等からの相談等に対応するとともに、引き続き食品表示講習を実施します。また、食品衛生指導員が巡回指導をする際に、食品表示について助言等を行うなど、食品表示の適正化に向けた支援を行います。
- 事業者、関係団体、教育機関など様々な主体と連携して食の安全・安心に関する情報提供、啓発活動等を推進していきます。
- 景品表示法に基づく食品表示について、食品関連事業者団体等と連携し、事業者における自主的な取組を支援します。

## 施策④ 県民運動の展開

### 施策の実施状況

- 消費者団体とも連携し、イベント等で啓発グッズを活用した食の安全・安心に関する啓発活動を行いました。また、食の安全・安心に関するリスク軽減に向け、考えられるリスク等について食品関連事業者団体と意見交換（1回）を行い、相互の理解を深めました。



【消費者月間イベントでのブース出展】



【コープみえのイベントでのブース出展】

- 県民に食品関連事業者等の取組を紹介するため、「食の安全・安心確保のための取組紹介」に登録された、食の安全・安心に関する主体的な活動を行っている事業者、団体等（50 事業者及び団体）の取組内容をホームページ「三重県食の安全・安心ひろば」において公開したり、これらの事業者、団体に啓発資料の提供等を行いました。（**再掲**→「基本的方向 2 施策① 県民への情報提供」（p 18））

### 課題

- 食の安全・安心に関する県民の関心は高まっていますが、食の安全・安心確保の水準を上げていくためには、県民、団体等の様々な主体が、食の安全・安心確保のため主体的に取り組むという価値観を共有できるよう、情報提供等を行う必要があります。

### 今後の対応

- 事業者、関係団体、学校など様々な主体と連携して食の安全・安心に関する情報提供、啓発活動等を推進していきます。
- 引き続き、食の安全・安心に関する主体的な活動を行っている事業者、団体に対して情報や啓発資料の提供等を行うことにより、これらの事業者、団体の活動を支援します。



## 【資料編】用語解説

### （あ行）

#### 「ISO9001」

1987年にISO（国際標準化機構）によって制定された品質管理及び品質保証に関する国際規格。信頼のおける品質システムを組織内部に構築することによって、顧客満足を得ることを目的とした規格です。

#### 「伊勢茶GAP」

安全・安心な伊勢茶づくりに向けて県内の茶業団体等が導入を進めている伊勢茶の生産工程管理です。

### （か行）

#### 「GAP（Good Agricultural Practice）」（農業生産工程管理）

農産物の安全確保や品質向上、環境保全等のために、生産者が自ら、危害要因等の点検項目を決定し、これに従い記録、点検及び評価を行い、改善点を見出し、逐次、生産の改善に活用する一連の生産工程を管理するプロセスチェック手法をいいます。

#### 「危機管理統括監」

知事の命を受けて危機管理に関して全庁を統括する役職で、危機が生じた場合又は恐れがある場合における緊急的対応に関する事務について部長その他の職員を指揮監督します。

#### 「景品表示法」

「不当景品類及び不当表示防止法」（昭和37年5月15日法律第134号）の略。商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを防止するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限しています。

#### 「健康増進法」

「健康増進法」（平成14年8月2日法律第103号）は、国民の健康増進の総合的な推進に関する基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養改善その他の国民の健康増進を図るための措置を講じて国民保健の向上を図ることを目的としています。

食品関係としては、乳児用、幼児用など特別の用途に適する旨を表示する特別用途表示、食品の栄養表示や熱量に関する表示に関する基準、健康保持増進の効果などについての虚偽又は誇大な広告等の禁止などについて規定されています。

## 「口蹄疫」

牛、豚、山羊、羊等の偶蹄類家畜が感染するウイルス性の病気です。国境を越えてまん延し、発生国の経済・貿易・食料の安全保障に影響を及ぼし、防疫には多国間の協力が必要となる「越境性動物疾病」とされています。

## 「高病原性鳥インフルエンザ」

国際機関が作成した診断基準（多数の鶏を短期間に死亡させる病原性を持つ）により判定されるA型インフルエンザウイルスの感染による家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）の病気です。

## 「米トレーサビリティ法」

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成21年4月24日法律第26号）の略称。米・米加工品の取引等を行った場合、記録の作成と保存が義務付けられています。また、消費者が産地情報を入手できるよう取引等の際、米・米加工品の産地を伝達することが義務付けられています。

## 「コールドチェーン」

野菜や魚、食肉などの生鮮食料品などを冷蔵・冷凍など低温にして、出荷者から小売店などに輸送されるシステムのことで、低温流通体系ともいいます。鮮度や衛生面、栄養面など品質を保持するために必要なシステムで、特に、生鮮食料品の流通の拠点となる卸売市場において、低温化のチェーンを切らさないための施設整備が求められています。

## 「コンプライアンス」

法令違反をしないこと（法令遵守）という意味を含むほか、法令だけに留まらず組織内規程、マニュアルや倫理などを遵守することに加え、リスク回避のためのルール設定や運用方法等まで考え整備を行うことで、取り組む範囲は、各主体でどこまで取り組むか判断します。

## （さ行）

### 「JAS法」

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（昭和25年5月11日法律第175号）の略称。飲食料品等が一定の品質や特別な生産方法で作られていることを保証する「JAS規格制度（任意の制度）」と、原材料、原産地など品質に関する一定の表示を義務付ける「品質表示基準制度」からなっています。

### 「GLP」

（Good Laboratory Practice）。試験検査の精度確保確認のための標準作業手順法です。

### 「飼養衛生管理基準」

家畜（牛、豚、鶏）の飼養者が守らなければならない基準として、平成16年12月に家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準が定められています。

### 「食育」

さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

### 「食品衛生指導員」

県下に一般社団法人三重県食品衛生協会の食品衛生指導員が約1,800人おり、食品衛生思想の普及啓発や食品関係営業者に対する巡回指導・相談をはじめ、広く食中毒防止の啓発等に努めるとともに、行政に協力するなどの実践活動を展開しています。

### 「食品衛生責任者」

食品衛生法に定められた飲食店営業や食品製造業等の営業者は、食品の安全確保のため施設又はその部門ごとに、食品衛生責任者を定めておかなければなりません。食品衛生責任者は、食品取扱施設の衛生確保、衛生的な食品の取扱い及び従業員の衛生教育の実施等を行います。

### 「食品衛生法」

食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）は、食品の安全性確保と飲食での衛生上の危害発生を防止することにより国民の健康を保護することを目的としています。

具体的には、食品及び添加物、器具及び容器包装、表示及び広告、監視指導、検査、営業等について定められています。また、有害食品等の販売禁止や食中毒の防止についても定められています。

### 「食品関連事業者等」

三重県食の安全・安心の確保に関する条例第2条第1項第4号で定義している食品等又は肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者とその事業者により構成される団体です。

### 「食品表示法」

食品表示法（平成25年6月28日法律第70号）は、食品を摂取する際の安全性の確保及び食品の選択の機会の確保に関して重要な役割を果たしている食品に関わる表示について、基準の策定その他必要な事項を定めることにより、その適正を確保し一般消費者の利益の増進を図り、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産、流通の円滑化、需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的としています。

JAS法、食品衛生法、健康増進法の食品表示に関わる規定を一元化した法律です。

### 「食糧法」

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年12月14日法律第113号）の略称。用途が限定された米穀（新規需要米・加工用米等）については、定められた用途以外に使用・販売してはならないことや、米穀の用途別の管理等に関し、米穀出荷・販売事業者が守るべきルールが定められています。

### 「生産資材」

農薬や動物用医薬品、飼料、肥料等の農業資材や、水産用医薬品、養殖水産動物用飼料等の養殖用資材のことをいいます。

### 「生産履歴の記帳」

生産現場において、栽培方法、資材の使用方法など日々の工程を記録することをいいます。

### 「施肥基準」

県（農業研究所、農業改良普及センター等）が土壌肥料学的見地から主要作物毎の適正施肥量等を示したもの。概ね5年ごとに改定され、農協等が作成する「栽培暦」の指導基準になっています。

### 「総合衛生管理製造過程承認施設」

総合衛生管理製造過程承認制度により、厚生労働省が承認した施設です。

総合衛生管理製造過程承認制度とは、HACCPの概念を取り入れた衛生管理であり、事業者による食品の安全確保に向けた自主管理を促す仕組みです。

### 「総合的病虫害防除・雑草管理（IPM）」

化学農薬だけに依存せず発生予察情報に基づき、耕種的防除、生物的防除、物理的防除を総合的に組み合わせた病虫害管理手法で利用可能なすべての防除技術について経済性を考慮し、病虫害・雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を講じるもので、これを通じ、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめるものです。

一般的には Integrated Pest Management、略して IPM（アイピーエム）と呼ばれています。

## （た行）

### 「地産地消」

地元産の農林水産物を地元で消費することにとどまらず、地域の食への理解を深めたり農作業等を体験したりすることなどを通じて、地域住民が、自分たちの生活や地域のあり方などを見つめ直すことをいいます。

## 「低炭素化農業」

地球温暖化の緩和を目的として、その原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出を抑えながら行う農業のことをいいます。

## 「DNA検査（米穀）」

DNAは、「デオキシリボ核酸」の略称で、遺伝子の本体として生物の核内に存在する物質で、DNAの遺伝子解析により種類や品種の特定を行う検査です。

## （な行）

### 「農場HACCP」

農場HACCPは、畜産農場における衛生管理を向上させるため、農場にHACCPの考え方を採り入れ、危害要因（微生物、化学物質、異物など）を防止するための管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことにより、農場段階で危害要因をコントロールする手法です。

## （は行）

### 「HACCP」

「Hazard Analysis and Critical Control Point（危害分析重要管理点）」の略で「ハサップ」などと呼ばれています。

製造工程の各段階で発生する危害を分析し、どの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法です。

### 「BSE」

牛海綿状脳症（BSE）は、牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起し、旋回等の行動異常や運動失調等の神経症状を示す遅発性かつ悪性の中枢神経系の疾病です。

人の変異型クロイツフェルト・ヤコブ病は、BSE感染牛由来のBSEプリオンの摂取が原因との説があります。

### 「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」

三重県内の生産者の皆さんが、環境に配慮した生産方法、食の安全・安心を確保する生産管理の実施により栽培した生産物について、消費者の皆さんが安心して購入できるよう、生産方法や栽培履歴を第三者機関が確認し、要件を満たした生産物に「みえの安心食材」マークを表示する三重県独自の制度です。

### 「病害虫発生予察情報」

病害虫防除所が農産物に被害を与える病害や害虫などに関して、発生状況の報告や注意喚起のために発表する情報です。病害虫の発生の時期、程度等を予測して、被害の発生程度の大きさにより予報、注意報、警報が発表されます。また、県内初の病害虫の発生が確認された時などには、特殊報を発表しています。

### 「病害虫防除の手引き」

農林水産省の登録農薬の中から、毒物劇物や毒性の高いものを極力排除し、県内各地域の資材展示ほ場での評価、流通量等を総合的に判断し、県（病害虫防除所、農業研究所、農業改良普及センター、県庁等）が「三重県病害虫防除の手引き」として作成したもの。農協等が作成する「栽培暦」の指導基準になっています。

### 「フードコミュニケーションプロジェクト」

食品事業者、関連事業者、行政、消費者等の連携により、消費者の「食」に対する信頼の向上に取り組むプロジェクトで、事業者と消費者等との対話をベースとした協働の取組を進めることで、フードチェーン全体において食品事業者の「見える化」を進める取組です。

## （ま行）

### 「三重県食品の衛生管理指標」

食品衛生法に基づく「食品・添加物の規格基準」で定められた規格基準以外に、食品等事業者に対する衛生指導及び助言並びに食品等事業者の自主衛生管理推進のための指標を設け、県内で製造、加工、流通する食品の衛生向上を図り、食の安全・安心を確保することとしています。

### 「三重県食品の自主衛生管理認定制度」

HACCP手法を取り入れた事業者の自主衛生管理を促進することにより、消費者にとって高品質で安全な食品を提供することを目的に設けた、三重県独自の認定制度です。

### 「三重県農薬管理指導士」

農薬の販売者、使用者等の資質の向上を図るため、県が実施する農薬に関する専門的な研修を受講し、一定水準以上の知識を有すると認定され、農薬の適正使用に関して、地域における指導的役割を担っていただく方々です。

### 「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル」

県産きのこ類の生産現場において、「食の安全、安心の信頼の確保」及び「自然資源の有効利用、リサイクル資材の使用」などの人と自然に配慮した取り組みを行う際の参考になるように「顧客満足の実現をめざすISO9001品質マネジメントシステム」及び「健康危害防止をめざすHACCPシステム」の考え方を一部取り入れた三重県独自のきのこ類の品質・衛生管理マニュアルです。

### 「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」

食肉の猪肉や鹿肉の衛生管理や品質の確保については、と畜場法にある解体処理等の基準がないこと、捕獲方法と品質の関係が整理されていないことから、関係法令の遵守や捕獲から解体処理、流通にいたる具体的な方法を定めたマニュアルです。

### 「みえジビエ登録制度」

「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」に沿った野生獣肉であることを明確にするため、野生獣肉を取り扱う解体処理施設・加工品製造施設・飲食店・販売店を対象に登録基準に適合する事業者を登録する制度です。

### 「みえ地物一番給食の日」

平成21年6月から毎月第3日曜日の直前の木・金曜日を「みえ地物一番給食の日」と設定し、各学校における地場産物を活用した学校給食や食育の取組を進めています。

### 「みえ地物一番の日キャンペーン」

県民が三重県食材に触れ、親しむことで、その背景にある自然・文化・農林水産業の営みなどについて見つめ直す機会を増やそうと、食品小売業や製造者、農林漁業者等と協力して実施しているキャンペーンです。

### 「みえの安全・安心農業生産推進方針」

県民に信頼され支持されることを基本に、将来にわたって安全・安心な農産物を安定的に供給できる本県農業の推進を目的として平成21年3月に策定しました。

本方針は、生産者と消費者が共に支えあう関係構築、県民満足度の向上をめざすために、安全・安心な農業の拡大並びに県民の理解を促すための基本となる方針として位置づけられるものです。

### 「みえのカキ安心システム」

みえのカキを消費者がより安心して食べていただくために、①浄化時間の徹底、②採取海域情報に応じた取扱い、③HACCP手法に基づく作業手順の徹底、④作業従事者のカキ衛生講習会の受講、⑤自主管理・相互確認の徹底、の各項目について特に重点管理を行い、養殖・加工するシステムです。

### 「三重の米行動指針ライスプロミス6」

県内の米関連団体で構成する「みえの米ブランド化推進会議」が定めた行動指針で、消費者との6つの約束として、安心して食べられる美味しい米づくり、自然にやさしい三重の米づくり等を定めています。

### (ら行)

#### 「リスクコミュニケーション」

ここでは、行政、食品関連事業者、研究者、県民等が食品のリスクに関する情報及び意見を交換し、相互の信頼を築き理解しあうために対話を進めていくことをいいます。



食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する年次報告書  
(平成26年度版)

平成27年 月発行

三重県農林水産部農産物安全課  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
電話 059-224-3154 FAX 059-223-1120  
ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUA/HP/>